

復職・復学に関する申立書

※育児休業取得中の保護者それぞれについて1枚ずつご提出ください。

☑ 以下の1もしくは2のいずれか該当する方にチェックしてください。

1 申込み時点で、産前産後休業・育児休業・その他本人の意思による休暇等を取得している人、
または入園月までに取得する予定のある人

保育所などに入園後、育児休業等の休業・休暇期間または休業期間を終了（短縮）し、
入園月の翌月1日までに復職・復学します。
渋谷区指定の復職証明書を入園した月の**翌月20日までに**提出します。

☐

2 申込み児童の入園希望月が、生まれてくる子の出産予定月の前2か月から後2か月の5か月間にあたる人
※【例】出産予定月が4月の場合、対象となる入園希望月は2月・3月・4月・5月・6月です。
※以下の①または②いずれかを選択してください。

① **産後休暇後、直ちに復職します。**貴区指定の復職証明書を、入園した月の**翌月20日までに**提出します。
※基本指数『就労』を適用します。（指数は就労時間に応じて適用します）

☐

② **復職せず、生まれてくる子の育児休業を取得します。**
※基本指数『出産（8pt）』を適用します。この指数で申込み児童が内定した場合は、生まれてくる子の育児休業を取
得しても在園することができます。
※出産予定月の後2か月までに内定しなかった場合は申請が取下げとなり、その後の利用調整の対象になりません。
※生まれてくる子の母子健康手帳の写し（表紙、分娩予定日記載のページ）を提出してください。

☐

◆ 復職に関する注意事項

- ① 入園が内定した場合、保育所等に未入所のきょうだいがいても、復職する必要があります。
② **復職とは、申込み時点の勤務先へ戻り就労することを意味します。**転職は復職に含みません。

◆ 以下の場合は退園（内定取消し）になります。

- ① 入園月の翌月1日までに育児休業から復職しなかった場合
② 育児休業をとった就労先に復職せず、退職や転職した場合
（異動による勤務先の変更や派遣先が変更になった場合は、退園にはなりません）
③ 復職時の正規の（契約上の）就労日数または就労時間が申込み時より減少し、申込み時の基本指数を下回る場合
※育児のための短時間勤務制度を利用する場合は、1日の就労時間の短縮が2時間以内または、週の就労日数の
減少が1日以内であれば退園（内定取消し）にはなりません。
（ただし、月48時間以上の就労は満たすこと。）

渋谷区長 殿

私は保育所等の利用申込みにあたり、上記の内容について同意します。

なお、期日までに復職・復学証明書を提出できなかった場合は、退園することに異議はありません。

年 月 日

休業取得中（予定含む） 保護者署名		代筆者			
		氏名		続柄	
勤務先または 在籍校					
申込児童氏名①		生年月日	年	月	日
申込児童氏名②		生年月日	年	月	日